沖縄県鳥獣保護区等位置図

狩猟者登録証は３月16日までに
必ず返納しましょう

※捕獲した鳥獣の種類・数・捕獲場所（メッシュ番号）を必ず記入すること。

狩猟期間

毎年11月15日から翌年2月15日まで

狩猟鳥獣の種類

鳥類	マガモ，カルガモ，コガモ，ヨシガモ，ヒドリガモ，オナガガモ，ハジビロガモ，ホシハジロ，キンクロハジロ，スズガモ，クロガモ，エゾライチョウ，ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)，キジ(コウライキジを含む)，コジュケイ，ヤマシギ(アマミヤマシギを除く)，タシギ，キジバト，ヒヨドリ，ニュウナイスズメ，スズメ，ムクドリ，ミヤマガラス，ハシボソガラス，ハシブトガラス，カワウ 以上26種 ※注 ：「ゴイサギ」及び「バン」については、令和4年9月15日に狩猟鳥獣から外れています。
獣類	タヌキ，キツネ，ノイヌ，ノネコ，テン(ツシマテンを除く)，イタチ(オスに限る)，シベリアイタチ，ミンク，アナグマ，アライグマ，ヒグマ，ツキノワグマ，ハクビシン，イノシシ(イノブタを含む)，ニホンジカ，タイワンリス，シマリス，ヌートリア，ユキウサギ，ノウサギ 以上20種

狩猟鳥獣の捕獲制限

種　　類	1日の制限頭羽数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して5羽
タシギ ヤマシギ(アマミヤマシギを除く)	合計して5羽
キジバト	10羽
コジュケイ	5羽
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)、キジ、コウライキジ	合計して2羽

※注 ： 狩猟鳥獣のうちヒヨドリ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)の雌は、令和4年9月15日から令和9年9月14日までの間、沖縄県内全域で捕獲禁止です。

狩猟の禁止

狩猟鳥獣以外の鳥獣、狩猟鳥獣のひな、鳥類の卵、狩猟期間外の狩猟、狩猟可能区域以外での狩猟

所持等の禁止

販売禁止猟具（かすみ網）の所持や販売等

標識の添付

使用する網・わなに住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記載した標識

譲渡の禁止等

違反捕獲物の譲渡、ヤマドリの販売、鳥獣保護区等の標識の移転・汚損・き損

危険猟法及び禁止猟法

〈危険猟法〉
爆発物、劇薬、毒薬、据銃、おとしわな及び危険なわな
〈禁止猟法〉

1　ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く）
2　口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
3　飛行中の飛行機若しくは運転中の自動車又は５ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
4　構造の一部として３発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
5　装薬銃であるライフル銃（ヒグマ・ツキノワグマ・イノシシ・及びニホンジカにあっては、口径の長さが５．９ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
6　空気散弾銃を使用する方法
7　鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
8　同時に３１以上のわなを使用する方法
9　イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が４ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
10　ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
11　つりばり又はとりもちを使用する方法
12　矢を使用する方法
13　犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
14　キジ笛を使用する方法
15　ヤマドリ及びキジの捕獲をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

狩猟禁止の場所

1　鳥獣保護区
2　休猟区
3　公道
4　自然公園法第２１条第１項の特別保護地区
5　都市計画法第４条第６項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であって、囲い又は標識によりその区域を明示したもの
6　自然環境保全法第１４条第１項の原生自然環境保全地域
7　社寺境内
8　墓地

銃猟の禁止

1　日の出前及び日没後
2　住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所
3　弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自転車、船舶その他の乗物に向かっての銃猟

◎　狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。

1　国有林野内で狩猟又は有害鳥獣捕獲等される場合は、事前に沖縄森林管理署長へ「入林届」を提出すること。
国有林野に入林する場合は、車両の見やすいところに接受印の押印された入林届を掲示するとともに、銃器を使用して鳥獣の捕獲等を行う場合は、所定の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示すること。
2　国有林野内で作業を行っている者の安全確保するため、国有林野内の作業地及びその周辺については、「立入禁止区域」とするので絶対に立ち入らないこと。
3　銃猟は、その場所が安全であることを確認してから実施すること。
4　車両で国有林野内を通行する場合は、安全運転に努めること。
5　山火事が発生しないよう火気に十分注意すること。
6　立木に損傷を与えたり草木を採取したりしないこと。
7　林内に持ち込んだ缶飲料等の空缶は必ず持ち帰ること。
8　施設及び表示板等を損傷しないこと。

〔沖縄森林管理署〕
那覇市壺川３丁目２－６　壺川ビル３階
℡０９８－９１８－０２１０

標識鳥についてのお願い

渡り鳥の生態を調査するために、世界各地で鳥に足環を着けて放しています。このような標識鳥を捕獲・回収したときは、鳥の種類、捕獲（回収）年月日、場所、状況などとともに足環を添えて、自然保護課または県林業事務所等へ届けてください。

狩猟に関する問い合わせ先

沖縄県環境部自然保護課	〒900-8570	那覇市泉崎１－２－２	098-866-2243
沖縄県北部農林水産振興センター	〒905-0015	名護市大南１－13－11	0980-52-2832
沖縄県南部林業事務所	〒900-0029	那覇市旭町116-37	098-941-2583
沖縄県宮古農林水産振興センター	〒906-0012	宮古島市平良字西里1125	0980-72-2365
沖縄県八重山農林水産振興センター	〒907-0002	石垣市真栄里438－1	0980-82-2342